

特定土地利用地区の建築等の制限

種類		特定土地利用地区		
		第1種文教(①)	第2種文教(②、③)	医療拠点(④)
現 行 の 規 制	用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
	指定建ぺい率/容積率	50%/150%	60%/200%	60%/200%
	高度地区など	第1種高度地区 絶対高さ制限10m	23m 第2種高度地区	23m 第2種高度地区
建築することができる建築物		学校(大学などを除く)、図書館その他これらに類するもののほかは、建ぺい率40%以下、容積率80%以下、敷地面積が120㎡以上であるものに限る	学校、図書館、その他これらに類するもののほかは、第一種低層住居専用地域で建築できる用途の建築物(階数3以下であるもの)に限る	診療所、病院等のほかは、第一種低層住居専用地域で建築できる用途の建築物(階数3以下であるもの)に限る

※建築等の制限は、武蔵野市特定土地利用地区建築条例により定められています。(平成26年2月25日施行)